

## ○人権施策推進審議会 第10期第3回会議におけるご意見の概要および対応について(令和3年度人権に関する県民意識調査関係)

## 1. 資料の修正等の対応を行ったご意見について

番号	意見の対象	意見の趣旨・論点	意見の概要 (会議録より抜粋)	ご意見への対応等
1	調査方法 (翻訳調査票の対象言語)	英語の調査票作成の 要否	・母語が英語でなくとも英語で回答が可能な人がいることを考えた場合、翻訳対象言語には英語を残しておいた方がよいのではないかと。	・ご意見を踏まえ、翻訳対象言語に英語を加え、代わりにスペイン語を削除しました。 【資料1-2 P1参照】
2	調査対象 (フェイスシート)	性別欄の取り扱い	・前回調査では回答内容に男女差はほとんど見られないということであったが、「答えたくない」を選択する方がどれくらいいるかということ把握することにもそれなりの意味があり、「その他」や「回答したくない」といった選択肢を残すことにも意義があるのではないかと。	・いただいたご意見を総合的に検討した結果、フェイスシートを調査票の最後に配置した上で、前回調査と同様の性別欄(「男」「女」「答えたくない」)を再度設ける形としました。 【資料1-2 P1、資料1-5 P19参照】
3			・性自認に悩みを抱えた方が性別欄の選択肢を見た場合不快に思われることもあるのではないかと。	
4			・この意識調査はLGBTQに特化したものではないため、県として性別欄をできるだけなくすという方針があるのであれば、削除してもよいのではないかと。	
5	調査項目(概要)	ヘイトスピーチ関連の 設問の設定方法	・外国人分野に限ってヘイトスピーチを入れるのは少し違うのではないかと。ヘイトスピーチは必ずしも外国人だけの問題ではないのではないかと。 ・根拠を法令(ヘイトスピーチ解消法)に求めるのであればそれでもいいと思うが、そのことがひと言、文章で分かるようにしておいていただきたい。	・ご意見の対象となる質問に注釈を付記し、ここで対象としているヘイトスピーチはヘイトスピーチ解消法の定義に沿ったものであることが分かるようにしました。 【資料1-2 P1、資料1-5 P7参照】
6	調査項目 (令和3年度ベース案 問4)	人権相談窓口の認知 度を問う質問の追加	・問4(4)に「自分が人権侵害を受けた時の対応」があるが、その質問の後に、滋賀県の人権相談窓口の認知度等を聞くような質問を設けたらどうか。法務局等の人権相談窓口も挙げながら、滋賀県としてはこのような相談窓口がありますよ、ということを知りたいと思う。	・ご意見を踏まえ、対象質問の「法務局、県、市町、警察等の行政機関に相談した」という選択肢を細分化し、回答者にどのような相談窓口があるかが伝わりやすくなる形に修正しました。 【資料1-5 P3参照】
7			・前回調査の問3(4)に「差別や人権侵害を受けたときに、どのような対応をされましたか。いくつでも選んで○をつけてください」という質問があるため、その回答の選択肢に相談窓口の情報を含めておけば、「ああ、こういうものがあるのか」ということが分かってもらえるのではないかと。	

番号	意見の対象	意見の趣旨・論点	意見の概要 (会議録より抜粋)	ご意見への対応等
8	調査項目 (平成28年度調査 問4)	削減対象の設問の取り扱い	・前回調査の問4について、回答の状況を見てみたい。調査票の後半に別に質問を設けてもよいが、他人が人権侵害を受けた場面に居合わせた経験の有無を聞く質問があってもよいと思うし、状況がどのように変わっているのかを知りたいと考えている。	・ご意見を踏まえ、対象質問を再度設ける形に修正しました。 【資料1-2 P2、資料1-5 P3~4参照】
9	調査項目 (令和3年度ベース案問10)	感染症患者に関する人権問題の対象範囲	・対象がエイズ患者・HIV感染者やその家族の二つに限定されているが、感染症患者に関する差別ということであれば、もっとほかにも対象があるのではないか。滋賀県にはハンセン病患者等、他の感染症の患者もおられると考えられるので、そういった感染症が含まれていないのはどうかとも思う。	・ご意見を踏まえ、対象質問の「エイズ患者・HIV感染者やその家族等」という表現を「エイズやハンセン病などの感染症患者とその家族等」に修正しました。 また、併せて、対象質問にハンセン病に関する注釈を追加しました。 【資料1-5 P8参照】
10			・私もこの質問は「エイズ患者・HIV感染者」だけに対象が限定されているように感じる。 ハンセン病については、日本では非常に長い間差別の問題があり、昨年は熊本地裁でハンセン病患者の家族に対する国家賠償の判決が出されたこともあった。そのため、「HIV感染者やハンセン病患者とその家族等」に関する事柄で、人権上、どのようなことが問題だと思うか」というように、ハンセン病患者のことを含めた方がよいのではないかと考えた。	
11	調査項目 (令和3年度ベース案問13)	多様な性に関する設問の表現	・前回調査では「性同一性障害」という言葉が使われていたのに対し、今回の案では「性的指向・性自認」といった言葉に変更されているが、この言葉が何を指すのかということが読み手に伝わらない可能性があるのではないかと。 「性的指向」と「性自認」は少し違う概念でもあるが、この言葉は専門家であれば知っている、といったものであるため、注釈を付ける等、説明をして理解いただけるようにしてもらえればと思う。	・いただいたご意見を踏まえて対象質問の文章・選択肢の内容を再検討した結果、「性的指向・性自認に関する事柄」という表現を「LGBTなどに関する事柄」に修正しました。 併せて、対象質問に「LGBT」に関する注釈(性的指向・性自認に関する説明を含む)を付記しました。 【資料1-5 P10参照】
12	調査項目 (令和3年度ベース案問16)	同和問題に関する設問の回答方法	・「同和問題について初めて知ったきっかけは何からか」として、同和問題について知っていることを前提とした質問になっているため、「このアンケートで初めて知った」を選んだ人は次の「同和問題の解決方法についての考え方」および「同和問題の解決についての思い」には回答ができないと思われるが、これらの質問の回答状況について何か分析等は行っているのか。	・ご意見を踏まえ、「同和問題について～」の質問に「このアンケートで初めて知った」と回答した人については、その後続く同和問題に関する調査項目の回答は省略し、次の調査項目(問23)の回答に移ってもらう形に修正しました。 【資料1-5 P11~15参照】
13			・同和問題について「知らない」や「初めて知った」と回答した人については、その後の関連する質問の回答を省略し、次の質問に進んでくださいとする方法が一般的ではないか。同和問題についてよく知らない人に回答を求めると、正確な意識の把握につながるかどうかは疑わしいため、できればその後の回答は省略した方がよいのではないかと。	

番号	意見の対象	意見の趣旨・論点	意見の概要 (会議録より抜粋)	ご意見への対応等
14	調査項目 (令和3年度ベース案 問21)	新型コロナウイルス感染症に関する設問の要否	・新型コロナウイルス感染症に関して、今後インフルエンザと同様の感染症として取り扱われる中で、新型コロナウイルス感染症だけ特別に質問項目を設けるのか、それともHIV等の他の感染症に含めて一つにまとめるのか。その方がすっきりするのではないかと感じた。	いただいたご意見を踏まえて総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症に関する質問については、エイズ等の感染症に関する質問とは別個に設けたまま、当該質問の次に配置する形に修正しました。 併せて、質問内容の見直しも行い、前後の質問と同様、新型コロナウイルス感染症に関して「人権上、特にどのようなことが問題だと思うか」を問うものに絞った形としました。 【資料1-3 P2、資料1-5 P8参照】
15			・可能であれば新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害等についての質問は残してもらいたい。 新型コロナがインフルエンザと異なるのは、単なる感染症としての問題だけでなく、外出の自粛等、様々な対策による県民への心理的影響が出ており、インフルエンザでは見られない自殺者の増加といった問題も起こっていると感じている。今後状況がどのように変わるかは分からないが、社会に非常に大きなインパクトを与えている問題であるため、社会的関心を集めている人権課題として、意識調査でも質問を設けた方がよいのではないと思う。	
16			・この質問は他の人権課題に対する質問と違い、必要な対策について質問しているが、人権に対する意識調査という観点からは、少し趣旨がずれているのではないかと。 ・新型コロナウイルス感染症に関しては、感染者が転居を余儀なくされたり、医療従事者やその家族に対する差別があるなど、一般の感染症とは全く異なる人権問題が見られており、滋賀県でもそのような事例が報告されているため、人権上どのようなことが問題だと思うかということを知ることが必要ではないかと思った。	
17	調査項目 (平成28年度調査 問18)	削減対象の設問の取り扱い	・前回調査の問18について、結婚相手を決める時に家柄や血筋に拘るかという問題は女性差別にも関わりがある問題であると思われるので、これをできれば令和3年度調査ベース案の問5、女性の人権問題に関する質問に項目として追加することはできないかと考えている。そういったことが可能かどうか、少し検討していただきたい。	・ご意見を踏まえて再検討した結果、結婚における家柄・血筋の問題は女性だけに限られるとは言い難いこと、また、前回の調査では神事における女人禁制についての考え方を問う質問に「そのとおりだと思う」と回答した人が前々回よりも増加しており、今回調査でも引き続き回答の傾向を見る必要があると思われること等を総合的に考慮して、対象質問を含めた日常生活についての3つの考え方(家柄・血筋、六曜、祭り・神事)を問う質問を再度設ける形に修正しました。 【資料1-3 P2、資料1-5 P15参照】

## 2. 1以外のご意見について

番号	意見の対象	意見の趣旨・論点	意見の概要	ご意見への対応等
1	調査項目 (令和3年度ベース案 問1～2)	個別の人権課題への関心度を確認する設問の要否	・他の自治体の意識調査では、その地域の住民がどのような人権課題に関心を持っているかということで、女性・子ども・高齢者・障害者等、個別の分野への関心度を尋ねるパターンが多いように思われるが、滋賀県では調査開始当初からずっとこのように、個別の人権課題への関心度は問わない形で調査をしているのか。 ・このような意識調査を行う場合、非常に強い拒否感が見られる人権課題がある。例えば、刑を終えて出所した人の人権や、そのような人との結婚については強く反対するといった調査結果が出る可能性があるが、今回の案にはそういった課題についての質問も含まれていない。 また、パワハラや、ホームレスの方の人権等の課題に対する関心を知ることにもそれなりの意義があるのではないかと考えていたが、(事務局の)考え方は了解した。	・本県の意識調査におきましては、県民の関心度の高低に応じてそれぞれの人権課題の重要性が変化するものではない(関心度が低い問題だからといって、啓発等の取組が不要ということにはならない)といった考えに基づき、関心度を問う質問を設けるのではなく、人権施策推進計画にも記載されている個別の重要課題に関して「特に何が問題であると思うか」を問う質問を設けることにより、啓発等の取組の充実に役立てることとしてまいりました。 そのため、今回の調査におきましても、この方針を踏襲することとしたいと考えております。